

南海トラフ地震防災対策推進計画の概要（案）
（東南海・南海地震防災対策推進計画からの変更のポイント）

1 趣旨

本県では、「東南海・南海地震対策特別措置法」に基づき「東南海・南海地震防災対策推進計画」を策定し、その推進に取り組んできたが、平成25年同法が改正され、科学的に想定しうる最大規模の地震を想定した「南海トラフ地震対策特別措置法」（以下「特措法」という。）が成立した。特措法で、地域防災計画において南海トラフ地震を想定した避難対策や津波防御対策等を定めるよう努めるとされていることから、今回、「地震災害対策計画第6編」として「南海トラフ地震防災対策推進計画」を策定する。これに伴い、「東南海・南海地震防災対策推進計画」は廃止する。

2 変更のポイント

基本的な考え方

- 1 南海トラフ地震防災対策推進基本計画（中央防災会議）において示されている「南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項」を踏まえた内容とする。
- 2 東日本大震災の発生を踏まえ見直された地震・津波対策の内容や本県における現計画策定時（H16策定・H19等修正）からの防災・減災対策の進展内容を反映する。
- 3 災害予防に関する事項について、本計画において基本方針を定めるとともに、事業実施計画として「南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム」を別に定める。

【主な変更箇所及び内容】

第1章 総則

- ① 推進地域の追加（特措法第3条1項に基づき指定。震度6弱以上、3m以上の津波が予想される地域）（第2節）
 - ・東南海・南海地震の想定よりも震度6弱以上となる市町が増加したことから追加（7市2町）。
- ② 想定される被害特性の見直し（第4節）
 - ・揺れによる広範囲な建物被害・人的被害の発生、浸水被害が予想される地域の拡大、長期湛水や津波火災の可能性など、新たな想定に基づく被害の特性を追記。
- ③ 基本方針と減災目標の明示（第5節（新規））
 - ・科学的に想定しうる最大クラスの地震・津波を想定した計画とし、「命を守る」ことを最優先とした「減災」の考え方を基本方針とする。そのうえで、人的被害、物的被害、県民生活の支障の軽減に関する減災目標を明示。

【減災目標】

- 死者数を限りなくゼロに（約2万9千人→約400人）
- 建物被害を7割減（全壊約3万7千棟→約1万2千棟）
- 浸水面積を2/3に（約6,100ha→約4,100ha）（※重点整備地区における対策等によりさらなる減を目指す）
- 避難所生活者数を4割減
- 避難所生活期間を半減
- 直接被害額を4割減

第2章 災害対策本部の設置等

変更なし

第3章 地震発生時の応急対策等

- ① 災害直後の応急対策活動の行動計画の策定（第1節）
 - ・南海トラフ地震発生直後に県が行うべき応急対策活動の内容を別途行動計画とし

てとりまとめ、それに基づき迅速・的確な応急対策を実施する旨記載。

- ② 関西広域連合との連携〔他編と共通〕
 - ・「関西防災・減災プラン」及び「関西広域応援・受援実施要綱」に基づく関西広域連合の調整を踏まえ、応援・受援を実施することを明記。

第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

- ① 市町津波災害対応マニュアルの作成（第1節）
 - ・沿岸市町において南海トラフ巨大地震津波浸水想定に対応した津波災害対応マニュアルを作成する旨記載。
- ② 地域における連携の促進（第1節）
 - ・推進地域がある県民局・県民センターでは地震・津波対策を総合的に推進するための組織を設置し、関係機関との情報共有の促進と連携強化を図ることを記載。
- ③ 津波防災インフラ整備5箇年計画に基づく津波対策の推進（第2節）
 - ・平成25年2月に策定した5箇年計画に基づき、計画的に津波対策を推進することを記載。

【主な内容】

- 発生頻度が高い津波と最大クラスの津波の2つのレベルを想定した津波対策
- 今後10年間で津波対策を概ね完了、緊急かつ重要な事業は今後5年間で完了
- レベル2津波により甚大な浸水被害が想定される地区を重点整備地区として指定

- ④ 避難所の維持・運営にかかる記載の充実（第4節）〔他編と共通〕
 - ・避難所管理運営指針等を踏まえ、避難所開設にあたっての安全確認、福祉避難所の開設、避難所との連絡体制の確認、避難所における災害時要援護者への配慮、トイレ対策の実施、生活水の確保（井戸の整備）等について記載。
- ⑤ 災害時要援護者の避難支援にかかる記載の充実（第4節）〔他編と共通〕
 - ・災害時要援護者支援指針等を踏まえ、避難行動要支援者名簿の整備、地域との共有、避難支援者の確保等について記載。
- ⑥ 消防団の充実に関する支援（第5節）〔他編と共通〕
 - ・県が消防団への加入促進や活性化に関する市町の取組に助言等を行う旨記載。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

- ① 「南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム」に基づく着実なハード対策の推進（第1節、第2節）
 - ・ライフライン・インフラ施設の耐震化、社会基盤施設の適切な管理・長寿命化、土砂災害対策、緊急輸送道路の整備、通信設備・情報通信システムの整備を着実に推進することを記載。
 - ・「耐震改修促進計画」に基づく耐震化目標の実現を目指し、住宅、多数利用建築物等の耐震化を着実に促進することを記載。

第6章 地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報

- ① 家庭における防災対策の推進（第1節）
 - ・家庭において、「耐震化」「室内安全」「備蓄」「避難」を主なテーマとして、「自らの命は自らが守る」意識を持って防災対策に取り組むこと、特に、食料や水の備蓄については最低3日分、可能な限り1週間分を目安とするよう記載。
- ② 近畿府県合同防災訓練の実施（第2節）
 - ・関西広域減災・防災プランに基づく合同防災訓練の実施について記載。

第7章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応

変更なし

第6編

第1章 総則

第2節 推進地域

神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、南あわじ市、淡路市、たつの市、加古郡播磨町

新設

第1章 総則

第2節 推進地域及び津波避難対策特別強化区域

[推進地域]

神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、加西市、南あわじ市、淡路市、加東市、たつの市、加古郡及び播磨郡の区域

[津波避難対策特別強化区域]

洲本市、南あわじ市

第5節 基本方針と減災目標

1 基本方針

南海トラフ地震に係る対策については、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、巨大地震・津波災害の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とする。

2 減災目標

本計画並びに関連する計画及び対策を実施することにより、実現を目指すべき減災目標を次のとおりとする。

県民の命を守りきる

■死者をかぎりなくゼロに

約 29,100 人
津波約 28,000 人、揺れ約 1,000 人、火災約 50 人



約 400 人
津波約 60 人、揺れ約 300 人、火災約 40 人

県民財産の損害を減らす

■建物被害を7割減

約 37,000 棟



約 12,000 棟

■浸水面積を2/3に

約 6,100 ha



約 4,100 ha
(粘り強い防潮堤の実現)

※浸水面積については、津波インフラ整備5箇年計画に基づく重点整備地区における対策の実施等によりさらなる減を目指す。

県民生活をいち早く回復する

■避難所生活者数を4割減

約 16.9 万人



約 10.6 万人

■避難所生活期間を半減

約 110 日



約 60 日

■直接被害を4割減

約 5.5 兆円



約 3.2 兆円

- ・特措法第3条1項に基づき指定される推進地域の追加
- ・特措法第10条1項に基づき指定される津波避難対策特別強化区域の追加

- ・本計画の基本方針と減災目標を明示

東南海・南海計画地震防災対策推進計画	南海トラフ地震防災対策推進計画	理由
<p>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 第1節 津波に対する体制整備</p> <p>4 対策推進協議会の設置 阪神南、東播磨、中播磨、西播磨、淡路の各地域に東南海・南海地震防災対策推進協議会を設置し、地震・津波対策を総合的に推進することとする。</p> <p>第2節 津波からの防護のための施設の整備等 第2 内容 1 施設整備等の方針 (1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波による被害のおそれのある地域において、堤防等の耐震性の点検や計画的な補強・整備、水門、陸閘等の遠隔監視（監視カメラ、開閉センサー等）、津波防災ステーション等の施設整備を推進することとする。</p> <p>新設</p>	<p>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 第1節 地震・津波に対する体制整備</p> <p>3 地域における連携の促進 推進地域がある県民局・県民センターにおいては、南海トラフ地震・津波対策を総合的に推進するための県、市町、関係機関等から構成する組織を設置し、防災関係機関相互の情報共有の促進と連携強化を図る。なお、既存の組織の活用や複数の圏域の合同による活動など、地域の実情や課題に応じた取組を進める。</p> <p>第2節 津波からの防護のための施設の整備等 第2 内容 1 施設整備等の方針 (1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、発生頻度の高い津波を防御するとともに、最大クラスの津波を想定しその浸水被害の軽減を図るため、津波による被害のおそれのある地域において、防潮堤等の耐震性の点検や整備、既存防潮堤の強化、既存水門、陸閘の確実な閉鎖に向けた遠隔操作（監視カメラ、開閉センサー等）の施設整備、防潮水門の整備等を推進することとする。</p> <p>2 津波防災インフラ整備5箇年計画に基づく整備の推進 県は、平成25年2月に策定した「津波防災インフラ整備5箇年計画」（暫定版、平成26年3月に暫定版Ⅱとして改定）に基づき、本県沿岸部の特性に応じた津波対策を計画的に推進する。なお、防潮堤等の沈下対策については、平成26年度末に策定する同計画の確定版に盛り込む。</p> <p>(1) 基本方針 発生頻度を踏まえた2つのレベルの津波を対象とし、「レベル1津波」（発生頻度が高い津波、想定地震動は安政南海地震並み）については防潮堤等で津波の越流を防ぐ、「レベル2津波」（最大クラスの津波、想定地震動は発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震）については津波の越流を一部許容するが、防潮堤等のねばり強い構造への改良により浸水被害を軽減することを基本的な考え方とする。</p> <p>(2) 目標 津波対策は平成35年までに概ね完了させることをめざし、このうち、緊急かつ重要な事業を5箇年計画に位置づけ平成30年度までに計画的・重点的に実施する。</p> <p>(3) 重点整備地区 レベル2津波等により甚大な浸水被害が想定される地区を重点整備地区に設定し、全ての津波対策を10年間で完了する。 (重点整備地区) 淡路地域（福良港、阿万港、沼島漁港、炬口地区）、尼崎地域（尼崎西宮芦屋港（尼崎地区）、西宮地域（尼崎西宮芦屋港（鳴尾地区、西宮・今津地区）</p> <p>(4) 5箇年計画（暫定版Ⅱ）における主な事業内容 ① レベル1津波対策 防潮堤等の高さの確保（未整備箇所の整備）、防潮堤等の健全性の保持（老朽化対策）、閉鎖施設の自動化・遠隔操作化・電動化の実施 ② レベル2津波対策 ア 既存施設強化対策 防潮堤等の越流対策・引波対策（防潮堤陸側の水叩きの補強等）、防潮堤等の沈下対策 イ 津波被害軽減対策 防潮水門の下流への移設、排水機場の耐水化（電気・機械設備の高所設置等）</p>	<p>・推進地域の拡大に伴い、北播磨・阪神北を含め、推進地域がある県民局・県民センターにおいて、関係機関から構成する組織を設置し、相互の情報共有の促進・連携強化を図ることを記載。</p> <p>・津波からの防御のための施設の整備について、「津波防災インフラ整備5箇年計画」の考え方や要点を記載。</p>

東南海・南海計画地震防災対策推進計画	南海トラフ地震防災対策推進計画	理由
<p>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 第4節 避難対策等</p> <p>3 避難対象地区の指定 市町は、津波浸水予想地域（津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲）を基本として、避難対象地区（津波により避難が必要となることが想定される地区）を指定することとする。 津波浸水予想地域は、原則として、 ① 浸水が想定される地域 ② 東南海・南海地震防災対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域として、東南海・南海地震防災対策推進基本計画で定められた地域 ③ 海浜等</p> <p>第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設の整備</p> <p>2 実施内容 第2編「災害予防計画」第4章「堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備」第1節「防災基盤・施設等の整備」第1款「地震防災緊急事業の推進」の定めるところ等により実施する。</p>	<p>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 第4節 避難対策等</p> <p>3 避難対象地域の明示 市町は、県の南海トラフ巨大地震津波浸水想定図（津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲）を基本として、避難対象地域（津波により避難が必要となることが想定される地域）を明示することとする。 その際には、避難対象地域は、津波が発生した場合、避難が必要な地域であり、避難勧告や避難指示を発令する際に対象となるため、県浸水想定を基本にバッファゾーンを設定するなど安全側に立つ必要があること、また、発令の対象となった地域名が住民等に迅速かつ正確に伝わることも重要となるため、町丁目単位、あるいは学区や町内会等の単位で分かりやすく表示する必要があることなどに留意する。</p> <p>第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設の整備</p> <p>2 県の実施内容 県は、今後5年間の主な施設等の整備方針を次のとおりとし、具体的な事業計画を南海トラフ地震・津波アクションプログラムにおいて定め、計画的に推進することとする。 (1) ライフライン・インフラ施設の耐震化推進 交通量の多い橋梁や橋長が長く落橋した場合に復旧に長期間を要する橋梁等の耐震性能を確保するための対策を実施するほか、下水道施設や水道用水供給事業における耐震化を進める。 (2) 社会基盤施設の適切な管理・長寿命化の推進 橋梁、防潮堤等の土木構造物や排水機場、水門等の機械・電気設備等について、「ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画」に基づく点検・補修等を計画的に進める。 (3) 土砂災害対策の推進 全県の土砂災害警戒区域（未指定の危険箇所含む）の総点検を実施するとともに、「第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画」に基づき、砂防えん堤等の整備、治山ダムの整備など土砂災害防止対策を着実に進める。 (4) ため池整備の推進 「ため池整備5箇年計画」に基づき、大規模なため池を中心に耐震調査を実施し、緊急性の高いものから計画的に耐震整備を進める。 (5) 緊急輸送道路等の整備 被災直後の救助・啓開活動、迅速な復旧・復興を支える緊急輸送道路等の整備を進める。 (6) 通信設備、情報システムの整備 兵庫県防災行政無線網（衛星系）を更新し、災害時の非常通信手段の安定的確保を図るほか、フェニックス防災システムの機能強化・運用を行い、災害対応の迅速化を図る。</p>	<p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災を受けて出された「津波避難対策推進マニュアル検討会」報告書を踏まえ、市町における避難対象地域の指定の考え方を記載 ・各分野別計画に基づき、施設の整備等を着実に推進することを記載。

東南海・南海計画地震防災対策推進計画	南海トラフ地震防災対策推進計画	理 由
<p>第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 第2節 建築物等の耐震化の推進</p> <p>新設</p> <p>第6章 第1節 地域防災力の向上</p> <p>1 家庭での防災対策 ④ 備蓄品・非常持ち出し品の準備 食料や水を備蓄する場合は、家族構成を考慮して最低3日分を備蓄する。また、避難所などでの生活を想定し、必要最低限の衣類や医薬品などを準備し、リュックなどに入れて持ち出しやすい場所に置いておく。</p>	<p>第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 第2節 建築物等の耐震化の推進</p> <p>1 建築物耐震化の総合的推進 県は、平成27年度の耐震化率を住宅で97%、多数利用建築物で92%とすることなどを目標とする「兵庫県耐震改修促進計画」に基づき、住宅及び多数利用建築物の耐震化を着実に推進する。なお、平成28年度以降の耐震化目標については国の基本方針の改定を踏まえ、検討する。</p> <p>第6章 第1節 地域防災力の向上</p> <p>1 家庭での防災対策 ④ 備蓄品・非常持ち出し品の準備 食料や水は、家族構成を考慮して最低でも3日間、可能な限り1週間分程度を備蓄する。また、避難所などでの生活を想定し、必要最低限の衣類や医薬品などを準備し、リュックなどに入れて持ち出しやすい場所に置いておく。</p>	<p>・建築物耐震化を着実に推進することを記載。</p> <p>・家庭における備蓄の充実について記載。</p>